

N\_U21(K, SE, X) : 20歳前障害基礎年金発生割合  
 N\_CL1(K, SE, X, G) : 障害等級割合 (20歳前障害基礎年金)  
 N\_KDS1(K, X, 2) : 第1子及び第2子加算割合  
 (20歳前障害基礎年金)

N\_KDS1(K, X, 3) : 第3子以降加算割合 (20歳前障害基礎年金)

給付乗率・単価等

ADT2(K) : 第1子及び第2子加算額

ADT3(K) : 第3子以降加算額

SG(G) : 障害等級における年金給付割り増し割合

とする。

20歳前障害基礎年金については、

$N\_RNS1(K, SE, X, G)$

$=J(K, SE, X) * N\_U21(K, SE, X) * N\_CL1(K, SE, X, G)$

$N\_FNS1(K, SE, X, G, 0) = N\_RNS1(K, SE, X, G) * FL1(K) * SG(G)$

$N\_FNS1(K, SE, X, G, 1)$

$= N\_RNS1(K, SE, X, G)$

$* (ADT2(K) * N\_KDS1(K, X, 2) + ADT3(K) * N\_KDS1(K, X, 3))$

と推計している。

### ③一般障害基礎年金 (②以外の障害基礎年金)

K : 年度、S : 被保険者種別、X : 年齢、T : 被保険者期間、G : 障害等級  
 とし、

変数

$N\_RNS2(K, S, X, G)$  : 一般障害基礎年金の受給権者数 (新規裁定)

$N\_FNS2(K, S, X, G, 0)$  : 一般障害基礎年金基本年金総額 (新規裁定)

$N\_FNS2(K, S, X, G, 1)$  : 一般障害基礎年金加算額総額 (新規裁定)

基礎率

$N\_U22(K, S, X)$  : 被保険者の一般障害年金発生力

$N\_CL2(K, S, X, G)$  : 障害等級割合 (一般障害基礎年金)

$N\_KDS2(K, X, 2)$  : 第1子及び第2子加算割合 (一般障害基礎年金)

$N\_KDS2(K, X, 3)$  : 第3子以降加算割合 (一般障害基礎年金)

とする。

一般障害基礎年金については、

$N\_RNS2(K, S, X, G)$

$= \sum_T ((G(K-1, S, X-1, T-1) + GZ(K, S, X, T)) / 2$

$* N\_U22(K, S, X) * N\_CL2(K, S, X, G))$

$$N\_FNS2(K, S, X, G, 0) = N\_RNS2(K, S, X, G) * FL1(K) * SG(G)$$

$$N\_FNS2(K, S, X, G, 1)$$

$$= N\_RNS2(K, S, X, G)$$

$$* (ADT2(K) * N\_KDS2(K, X, 2) + ADT3(K) * N\_KDS2(K, X, 3))$$

と推計している。

#### ④妻が受給権者となる遺族基礎年金

K : 年度、S : 被保険者種別、X : 被保険者年齢、T : 被保険者期間、XI : 遺族年金を受給する妻の年齢とし、

変数

N\_RNI1(K, XI) : 妻が受給権者となる遺族基礎年金の受給権者数  
(新規裁定)

N\_FNI1(K, XI, 0) : 妻が受給権者となる遺族基礎年金基本年金総額  
(新規裁定)

N\_FNI1(K, XI, 1) : 妻が受給権者となる遺族基礎年金加算額総額  
(新規裁定)

基礎率

N\_RSI1(K, S, X) : 遺族年金発生割合 (妻)

N\_YX1(K, X) : 遺族年金年齢相関 (妻)

N\_KDI1(K, XI, 2) : 第1子及び第2子加算割合  
(妻が受給権者となる遺族基礎年金)

N\_KDI1(K, XI, 3) : 第3子以降加算割合  
(妻が受給権者となる遺族基礎年金)

とする。

死亡した被保険者の年齢に対して、年齢相関より

$$\alpha_{11}(X, XI) = 1 - |N\_YX1(K, X) - XI| \quad (|N\_YX1(K, X) - XI| < 1)$$

$$\alpha_{11}(X, XI) = 0 \quad (\text{上記以外の場合})$$

とし、

$$N\_RNI1(K, XI)$$

$$= \sum_S \sum_X \sum_T (Y1(K, S, X, T) * N\_RSI1(K, S, X) * \alpha_{11}(X, XI))$$

$$N\_FNI1(K, XI, 0) = N\_RNI1(K, XI) * FL1(K)$$

$$N\_FNI1(K, XI, 1)$$

$$= N\_RNI1(K, XI)$$

$$* (ADT2(K) * N\_KDI1(K, XI, 2) + ADT3(K) * N\_KDI1(K, XI, 3))$$

と推計している。

⑤子が受給権者となる遺族基礎年金

K：年度、S：被保険者種別、X：被保険者年齢、T：被保険者期間、XI：遺族年金を受給する子の年齢とし、

変数

N\_RNI2(K, XI) : 子が受給権者となる遺族基礎年金の受給権者数  
(新規裁定)

N\_FNI2(K, XI, 0) : 子が受給権者となる遺族基礎年金基本年金総額  
(新規裁定)

N\_FNI2(K, XI, 1) : 子が受給権者となる遺族基礎年金加算額総額  
(新規裁定)

基礎率

N\_RSI2(K, S, X) : 遺族年金発生割合 (子)

N\_YX2(K, X) : 遺族年金年齢相関 (子)

N\_KDI2(K, XI, 2) : 第2子加算割合  
(子が受給権者となる遺族基礎年金)

N\_KDI2(K, XI, 3) : 第3子以降加算割合  
(子が受給権者となる遺族基礎年金)

とする。

死亡した被保険者の年齢に対して、年齢相関より

$$\alpha_{I2}(X, XI) = 1 - |N_{YX2}(K, X) - XI| \quad (|N_{YX2}(K, X) - XI| < 1),$$

$$\alpha_{I2}(X, XI) = 0 \quad (\text{上記以外の場合})$$

とし、

$$N_{RNI2}(K, XI)$$

$$= \sum_S \sum_X \sum_T (YI(K, S, X, T) * N_{RSI2}(K, S, X) * \alpha_{I2}(X, XI))$$

$$N_{FNI2}(K, XI, 0) = N_{RNI2}(K, XI) * FL1(K)$$

$$N_{FNI2}(K, XI, 1)$$

$$= N_{RNI2}(K, XI)$$

$$* (ADT2(K) * N_{KDI2}(K, XI, 2) + ADT3(K) * N_{KDI2}(K, XI, 3))$$

と推計している。

⑥国民年金の独自給付

・寡婦年金

遺族基礎年金における受給権者推計と同様に寡婦年金の受給権者の推計を行い、年金額は死亡した被保険者の納付状況に基づいて老齢基礎年金の年金額と同様に計算された額の4分の3として推計している。

・死亡一時金

死亡脱退者に対し、死亡一時金発生割合を乗じることにより、受給権

者の推計を行い、一時金額は死亡者の納付状況に基づいて推計している。

・付加年金

納付状況として、保険料全額納付者割合等のかわりに付加年金の納付割合を用い、老齢基礎年金の推計と同様にして推計を行っている。

(4) 年金総額の推計

(3) において推計された新規裁定年金及び既に裁定されている年金給付から当年度末の年金額の推計を行う。

①老齢基礎年金

K : 年度、S : 被保険者種別、X : 年齢、M : 保険料免除区分、XX : 受給開始年齢とし、

変数

$N\_FR1(K, S, X, XX, 0)$  : 基礎年金拠出金で賄われる年金総額 (新法)

$N\_FR1(K, S, X, XX, 1+M)$  : 特別国庫負担で賄われる年金総額 (新法)

基礎率

$N\_TMQR(K, X)$  : 老齢年金失権率

$RV(K, X)$  : (単年の) 年金改定率

とする。

新法老齢年金については、

$N\_FR1(K, S, X, XX, [0\sim4])$

$= N\_FR1(K-1, S, X-1, XX, [0\sim4]) * (1 - N\_TMQR(K, X)) * (1 + RV(K, X))$

$+ N\_FNR(K, S, X, XX, [0\sim4])$

と推計している。

また、旧国民年金法により裁定されている年金

$N\_FR2(K, S, X, XX)$  : 旧法老齢年金

$N\_FR3(K, S, X, XX)$  : 旧法通算老齢年金

$N\_FR4(K, S, X, XX)$  : 旧法五年年金

については、新たに裁定される者がいないため、

$N\_FR2(K, S, X, XX)$

$= N\_FR2(K-1, S, X-1, XX) * (1 - N\_TMQR(K, X)) * (1 + RV(K, X))$

等として推計している。

## ②20 歳前障害基礎年金

(国民年金法第 30 条の 4 により裁定される障害基礎年金)

K : 年度、SE : 性別、X : 年齢、G : 障害等級とし、  
変数

$N\_FS1(K, SE, X, G, 0)$  : 20 歳前障害基礎年金基本年金総額

$N\_FS1(K, SE, X, G, 1)$  : 20 歳前障害基礎年金加算額総額

基礎率

$N\_TMQS1(K, X)$  : 20 歳前障害基礎年金失権率

とする。ここで、基本年金額は、

$$\begin{aligned} &N\_FS1(K, SE, X, G, 0) \\ &= N\_FS1(K-1, SE, X-1, G) * (1 - N\_TMQS1(K, X)) * (1 + RV(K, X)) \\ &\quad + N\_FNS1(K, SE, X, G, 0) \end{aligned}$$

と推計している。

また、加算額は、

$$\begin{aligned} &N\_FS1(K, SE, X, G, 1) \\ &= N\_FS1(K, SE, X, G, 0) / FL1(K) / SG(G) \\ &\quad * (ADT2(K) * N\_KDS1(K, X, 2) + ADT3(K) * N\_KDS1(K, X, 3)) \end{aligned}$$

と推計している。

## ③一般障害基礎年金 (②以外の障害基礎年金)

②と同様に

$N\_FS2(K, S, X, G, 0)$  : 一般障害基礎年金基本年金総額

$N\_FS2(K, S, X, G, 1)$  : 一般障害基礎年金加算額総額

を推計している。ここで、S は被保険者種別のことである。

## ④妻が受給権者となる遺族基礎年金

K : 年度、XI : 遺族年金を受給する妻の年齢として、

変数

$N\_FI1(K, XI, 0)$  : 妻が受給権者となる遺族基礎年金基本年金総額

$N\_FI1(K, XI, 1)$  : 妻が受給権者となる遺族基礎年金加算額総額

基礎率

$N\_TMQI1(K, XI)$  : 遺族年金失権率 (妻)

基本年金額は、

$$\begin{aligned} &N\_FI1(K, XI, 0) \\ &= N\_FI1(K-1, XI-1, 0) * (1 - N\_TMQI1(K, XI)) * (1 + RV(K, XI)) \\ &\quad + N\_FNI1(K, XI, 0) \end{aligned}$$

と推計している。

また、加算額は、

$N\_FI1(K, XI, 1)$

$=N\_FI1(K, XI, 0) / FL1(K)$

$*(ADT2(K)*N\_KDI1(K, XI, 2)+ADT3(K)*N\_KDI2(K, XI, 3))$

と推計している。

#### ⑤子が受給権者となる遺族基礎年金

④と同様に

$N\_FI2(K, XI, 0)$  : 子が受給権者となる遺族基礎年金基本年金総額

$N\_FI2(K, XI, 1)$  : 子が受給権者となる遺族基礎年金加算額総額

を推計している。

#### ⑥国民年金の独自給付

寡婦年金、付加年金ともに老齢基礎年金と同様の方法で推計している。

### (5) 国民年金の基礎年金拠出金算定対象者数の推計

基礎年金は、各制度から拠出される基礎年金拠出金により賄われており、各制度が拠出する基礎年金拠出金は拠出金算定対象額を拠出金算定対象者数の比率により按分した額である（国民年金はさらに、特別国庫負担対象給付額を拠出する。）。以下、国民年金に係る拠出金算定対象者数の推計方法を述べる。

ここで、 $K$ ：年度、 $S$ ：被保険者種別、 $X$ ：年齢とし、  
変数

$KS1(K, S, X)$ ：拠出金算定対象者数

とする。

拠出金算定対象者数は、

$KS1(K, S, X)$

$= (G(K-1, S, X-1, T-1) + G(K, S, X, T)) / 2$

$*(NJ(K, S, X, 0) + \sum_m (NJ(K, S, X, 1+m) * HW(M)))$

と推計され、1号被保険者にかかる拠出金算定対象者は、

$\sum_{S:1号被保険者} \sum_X KS1(K, S, X)$

と推計している。

### (6) 基礎年金拠出金の推計

厚生年金・国民年金財政計算のスキームにより推計された給付費等を元に各制度の（スライド調整前及び調整後の）基礎年金拠出金の推計を行う。

ここで、 $K$ ：年度、 $NS$ ：年金制度、 $NK$ ：年金区分、 $KT$ ：拠出金対象給付・特別国庫対象給付別、 $X$ ：年齢、 $SL$ ：スライド調整前・後別とする。さらに、

- KT=0 : 拠出金対象給付  
 =1 : 特別国庫対象給付  
 SL=0 : スライド調整前  
 =1 : スライド調整後

とする。

変数

KK(K, NS, NK, KT, X) : 各制度の財政計算で推計された基礎年金給付費  
 (スライド調整前)

KS(K, NS) : 拠出金算定対象者数

K\_K(K, NS, X, SL) : 基礎年金拠出金対象給付費

K\_T(K, X, SL) : 特別国庫負担対象給付費

基礎率

R(K, X) : 基礎年金部分のスライド調整の累積調整率

受給者の年齢別の基礎年金拠出金対象給付は制度別の拠出金算定対象者数の比率により

$$K\_K(K, NS, X, 0)$$

$$= (\sum_{NS} \sum_{NK} KK(K, NS, NK, 0, X)) * KS(K, NS) / \sum_{NS} KS(K, NS)$$

$$K\_K(K, NS, X, 1)$$

$$= (\sum_{NS} \sum_{NK} (KK(K, NS, NK, 0, X) * R(K, X))) * KS(K, NS) / \sum_{NS} KS(K, NS)$$

と推計している。

また、特別国庫負担対象給付は、

$$K\_T(K, X, 0) = \sum_{NS} \sum_{NK} KK(K, NS, NK, 1, X)$$

$$K\_T(K, X, 1) = \sum_{NS} \sum_{NK} (KK(K, NS, NK, 1, X) * R(K, X))$$

と推計している。

## 給付水準調整期間及び 給付水準調整後の給付費等の将来推計

ここでは、年金財政の均衡を図るために行われる、マクロ経済スライドによる給付水準を自動調整する期間の推計方法について解説する。

具体的には、国民年金、厚生年金それぞれにおいて、給付水準調整前の給付費等に対して、ある年度までマクロ経済スライドの適用を続けた場合の給付水準調整割合を乗じることにより、給付水準調整後の給付費等を算出し、それをもとに作成した財政見通しにおいて財政均衡期間の終期における積立度合が支出の1年分以上となるかどうかを確認することにより、何年間マクロ経済スライドの適用を続ける必要があるか推計するものである。

以下では、説明が煩雑になることを避けるため、過去の物価スライド特例の処理等の附随的な事項は捨象して推計の基本的な骨格を述べる。

### 1. マクロ経済スライドによる給付水準の調整

#### (1) 本来の年金スライドの仕組み

マクロ経済スライドによる給付水準調整について解説する前に、本来の年金スライドについて解説する。

公的年金のスライドの原則は、65歳で年金を受け取り始めるときの年金（新規裁定年金）の水準は、前年度における現役の被保険者の1人当たり賃金（可処分所得）の水準に応じてスライドし、受給開始後の年金（既裁定年金）の水準は、前年の物価水準に応じてスライドするという考え方を基本としている。ただし、実質賃金上昇分の年金スライドへの反映については、実績の変動をならすために3年平均をとることとしていることから、年金の受給開始後も67歳までスライド率に賃金上昇を反映させることにより、実質的に65歳到達の前年度の賃金水準を年金額に反映させる仕組みとなっている。

以下では、

CH(N) : N-1年度～N+1年度の実質可処分所得上昇率の平均（3乗根）

CPI(N) : N年の物価上昇率（N年の消費者物価指数／(N-1)年の消費者物価指数）

とする。なお、以下では、簡単のため、CH(N)及びCPI(N)は1以上の値（百分率においてはマイナスとならない）とする。このときの各年齢のN年度に

における年金額は、

$$\begin{aligned} \text{新規裁定年金額 (65 歳)} &= \text{前年度の新規裁定年金額} \\ &\quad \times \text{CH(N-3)} \times \text{CPI(N-1)} \\ \text{既裁定年金額 (66、67 歳)} &= \text{各受給者の前年度の年金額} \\ &\quad \times \text{CH(N-3)} \times \text{CPI(N-1)} \\ \text{既裁定年金額 (68 歳～)} &= \text{各受給者の前年度の年金額} \\ &\quad \times \text{CPI(N-1)} \end{aligned}$$

となる。

## (2) 給付水準調整期間中の年金スライド

給付水準調整期間中は、公的年金被保険者総数の減少率の実績と平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率（0.3%）に基づいて当該年度におけるスライド調整率を設定し、スライド調整率に相当する分、年金の伸び率を抑制することとされている。

以下では、スライド調整率  $\text{CHO(N)}$  を

$$\text{CHO(N)} : \text{N-1 年度} \sim \text{N+1 年度の公的年金被保険者総数の対前年変化率の平均 (3 乗根)} \times 0.997$$

とする。このときの各年齢の  $\text{N}$  年度における給付水準調整期間中の年金額は、新規裁定年金額（65 歳）

$$\begin{aligned} &= \text{前年度の新規裁定年金額} \\ &\quad \times \max(\text{CH(N-3)} \times \text{CPI(N-1)} \times \text{CHO(N-3)}, 1) \end{aligned}$$

既裁定年金額（66、67 歳）

$$\begin{aligned} &= \text{各受給者の前年度の年金額} \\ &\quad \times \max(\text{CH(N-3)} \times \text{CPI(N-1)} \times \text{CHO(N-3)}, 1) \end{aligned}$$

既裁定年金額（68 歳～）

$$\begin{aligned} &= \text{各受給者の前年度の年金額} \\ &\quad \times \max(\text{CPI(N-1)} \times \text{CHO(N-3)}, 1) \end{aligned}$$

となる。なお、 $\max$  をとるのは、賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を減ざると年金の改定率がマイナスとなる場合には、年金の名目額を引き下げないこととされていることによるものである。

## (3) 年度、年齢別の調整率の計算

給付水準調整は 2005 年度より行うこととされているが、 $\text{K}$  年度まで給付水準調整を続けた場合、2005 年度以降の年金給付が年度（ $\text{N}$ ）別、受給者の年齢（ $\text{X}$ ）別に、給付水準を維持した場合と比べ、どれだけ調整されているかを計算する。

以下、 $\text{K}$  年度まで給付水準調整を続けた場合の年度（ $\text{N}$ ）別、受給者の年齢

(X) 別の給付費の調整前の給付費に対する比率を  $R(K, N, X)$  とする。すなわち、

$$R(K, N, X) =$$

$$\frac{\text{K年度までの給付水準調整による給付水準調整後のN年度末における満X歳の給付費}}{\text{給付水準調整前のN年度末における満X歳の給付費}}$$

この  $R(K, N, X)$  は、給付水準調整中の年金改定率が (2) のように設定されることに基づき、次のように  $K$  について帰納的に算出される。

○  $K=2005$  の場合

$$R(2005, N, X) =$$

$$\left\{ \begin{array}{ll} 1 & (N \leq 2004 \text{ のとき}) \\ \frac{\max(\text{CH}(2002) \times \text{CPI}(2004) \times \text{CHO}(2002), 1)}{\text{CH}(2002) \times \text{CPI}(2004)} & (N \geq 2005 \text{ かつ } X \leq 67 + (N - 2005) \text{ のとき}) \\ \frac{\max(\text{CPI}(2004) \times \text{CHO}(2002), 1)}{\text{CPI}(2004)} & (\text{上記以外のとき}) \end{array} \right.$$

○  $K \geq 2006$  の場合

$$R(K, N, X) =$$

$$\left\{ \begin{array}{ll} R(K-1, N, X) & (N < K \text{ のとき}) \\ R(K-1, N, X) \times \frac{\max(\text{CH}(K-3) \times \text{CPI}(K-1) \times \text{CHO}(K-3), 1)}{\text{CH}(K-3) \times \text{CPI}(K-1)} & (N \geq K \text{ かつ } X \leq 67 + (N - K) \text{ のとき}) \\ R(K-1, N, X) \times \frac{\max(\text{CPI}(K-1) \times \text{CHO}(K-3), 1)}{\text{CPI}(K-1)} & (\text{上記以外のとき}) \end{array} \right.$$

## 2. 給付水準調整を行った場合の各年度の給付費等の推計

厚生年金及び国民年金において、給付水準調整後の各年度の収支状況を作成するためには、1.(3)において推計した  $R(K, N, X)$  を用いて給付費等の年度間値を推計する必要があるため、以下ではこの推計方法について解説する。

### ○厚生年金

KYU2(N, X) : N年度末における満 X 歳の給付水準調整前の厚生年金の報酬比例部分の給付費

KYOS2(N, X) : N年度末における満 X 歳の給付水準調整前の厚生年金の基礎年金拠出金

KOKK02(N, X) : N年度末における満 X 歳の給付水準調整前の厚生年金の経過的国庫負担

KYOSKOKK02(N, X) : N年度末における満 X 歳の給付水準調整前の厚生年金の基礎年金拠出金に対する国庫負担

R(KE1, N, X) : 基礎年金部分の給付水準調整割合

R(KE2, N, X) : 報酬比例部分の給付水準調整割合

とすると、給付水準調整後における年度末値の各給付費及び国庫負担額はそれぞれ

- 給付水準調整後の N 年度末における満 X 歳の厚生年金の報酬比例部分の給付費

$$= KYU2(N, X) \times R(KE2, N, X)$$

- 給付水準調整後の N 年度末における満 X 歳の厚生年金の基礎年金拠出金

$$= KYOS2(N, X) \times R(KE1, N, X)$$

- 給付水準調整後の N 年度末における満 X 歳の厚生年金の経過的国庫負担

$$= KOKK02(N, X) \times R(KE2, N, X)$$

- 給付水準調整後の N 年度末における満 X 歳の厚生年金の基礎年金拠出金に対する国庫負担

$$= KYOSKOKK02(N, X) \times R(KE1, N, X)$$

となる。なお、KE1 及び KE2 を決めるための推計方法については、次の 3. において詳細に解説するが、一般的には、基礎年金部分の給付水準調整期間と報酬比例部分の給付水準調整期間は必ずしも一致するものではなく、ここでは基礎年金部分については KE1 年度まで、一方、報酬比例部分については KE2 年度まで給付水準調整を行うと仮定する。

年度間値の推計については、厚生年金の報酬比例部分の給付費を例に解説することとするが（他も同様）、

- T(N, X) : N年度末における満 X 歳の厚生年金の報酬比例部分の給付水準調整後の給付費  
 (= KYU2(N, X) × R(KE2, N, X))
- D(N, X) : N年度における N 年度末に満 X 歳の厚生年金の報酬比例部分の給付水準調整後の給付費
- RV(N, X) : スライド調整がないとした場合における N 年度末に満 X 歳の N 年度の年金改定率

とすれば、前年度末の状況と当年度末の状況とから、具体的には T(N-1, X-1) 及び T(N, X) から、支払時期も考慮し (2 か月分)、D(N, X) を

$$\begin{aligned}
 D(N, X) &= \frac{2}{12} * T(N-1, X-1) && \text{(前年度の 2 か月分)} \\
 &+ \frac{6}{12} * T(N-1, X-1) * \left( (1 + RV(N, X)) * \frac{R(KE2, N, X)}{R(KE2, N-1, X-1)} \right) && \text{(当年度の前半 6 か月分)} \\
 &+ \frac{4}{12} * T(N, X) && \text{(当年度の後半 4 か月分)}
 \end{aligned}$$

と推計している。

#### ○国民年金

- KYU1(N, X) : N 年度末における満 X 歳の給付水準調整前の国民年金の独自給付費
- KYOS1(N, X) : N 年度末における満 X 歳の給付水準調整前の国民年金の基礎年金拠出金
- KOKK01(N, X) : N 年度末における満 X 歳の給付水準調整前の国民年金の独自給付費に対する国庫負担
- KYOSKOKK01(N, X) : N 年度末における満 X 歳の給付水準調整前の国民年金の基礎年金拠出金に対する国庫負担
- FUKA(N) : N 年度末における付加年金給付費
- FUKAKOKKO(N) : N 年度末における付加年金給付費に対する国庫負担
- R(KE1, N, X) : 基礎年金部分の給付水準調整割合

とすると、給付水準調整後における年度末値の各給付費及び国庫負担額はそれぞれ

- ・ N 年度末における満 X 歳の国民年金の給付水準調整後の独自給付費  
 = KYU1(N, X) × R(KE1, N, 65)
- ・ N 年度末における満 X 歳の国民年金の給付水準調整後の基礎年金拠出金  
 = KYOS1(N, X) × R(KE1, N, X)

- ・ N 年度末における満 X 歳の国民年金の給付水準調整後の独自給付費に対する国庫負担

$$= \text{KOKKO1}(N, X) \times R(\text{KE1}, N, 65)$$

- ・ N 年度末における満 X 歳の国民年金の給付水準調整後の基礎年金拠出金に対する国庫負担

$$= \text{KYOSKOKKO1}(N, X) \times R(\text{KE1}, N, X)$$

となる（付加年金はマクロ経済スライドによる調整を行わない）。さらに、これをもとに、年度間値を推計する必要があるが、推計方法については厚生年金と同様である。

以上述べた作業により、厚生年金、国民年金それぞれにおいて、給付水準調整を行った場合の年度（N）別、年齢（X）別の給付費等が算出され、さらに、これらを年齢（X）について足し上げることにより、給付水準調整後の各年度（N）における給付費等が推計される。

### 3. マクロ経済スライドによる給付水準調整期間の推計方法

マクロ経済スライドによる給付水準調整期間を推計する方法を示したのが第 4-1 図である。はじめに、国民年金の財政が均衡するように基礎年金部分の給付水準を決定し、次にこの基礎年金部分の給付水準を踏まえて、厚生年金の財政が均衡するように報酬比例部分の給付水準を決定するという、2 段階に分けて推計を行っている。しかし、仮に、先に、厚生年金の財政が均衡するように、基礎年金部分及び報酬比例部分の給付水準を決めるとすると、国民年金の財政が均衡しない事態となりうるが、これは、国民年金財政は支出の大部分が基礎年金であるのに対し、厚生年金財政は基礎年金及び報酬比例部分の両方の支出があるためである。

具体的には、国民年金法及び厚生年金保険法のそれぞれにおいて、保険料（率）の上限が明記され、その負担の範囲内で財政が均衡するよう給付水準調整を行うことが規定されているため、先に、国民年金財政が均衡するように基礎年金部分の給付水準を決め、この基礎年金部分の給付水準を踏まえて厚生年金財政が均衡するように報酬比例部分の給付水準を決めることにより、国民年金、厚生年金共に財政の均衡を図ることが可能となるものである。

したがって、基礎年金部分の給付水準調整期間と報酬比例部分の給付水準調整期間は必ずしも一致するものではない。

## 第4-1図 給付水準調整期間の推計の流れ

〔STEP1〕 国民年金法第十六条の二の規定に基づき、国民年金財政において、財政均衡期間(財政検証を行う年からおおむね100年間)の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金<sup>(注)</sup>を保有しつつ均衡が保たれるように、基礎年金部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通しを決定。これにより、将来における基礎年金の水準の見通しが決まる。



〔STEP2〕 STEP1による将来の基礎年金の水準を踏まえて、厚生年金保険法第三十四条の規定に基づき、厚生年金財政において、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金<sup>(注)</sup>を保有しつつ均衡が保たれるように、報酬比例部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通しを決定。これにより、将来の給付水準(所得代替率)の見通しが作成される。

- したがって、一般的には、基礎年金のスライド調整期間と報酬比例部分のスライド調整期間は必ずしも一致するわけではない。
- 平成21年財政検証では、報酬比例部分のスライド調整期間は、基礎年金部分のスライド調整期間よりも短くなるという見通しとなった。

(注)平成21年財政検証においては、財政均衡期間を平成117(2105)年度までとし、「給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金」の規模を支出の1年分としている。

### (1) 基礎年金部分の給付水準調整期間の推計

#### ① 給付水準調整を行った場合の国民年金財政の各年度の収入額、支出額、年度末積立金の推計

国民年金財政が均衡するための基礎年金部分の給付水準を推計するには、はじめに、毎年の拠出金算定対象者数及び保険料月額から推計される保険料収入の額、また、1.の方法により推計された給付水準調整後における独自給付費、基礎年金拠出金、付加年金給付費、及びそれに応じた国庫負担額、さらに、積立金の初期値や運用利回り等の前提に基づいて、各年度の収入、支出、年度末積立金を推計する必要がある。

各年度の当年度末の積立金については、

- ・当年度末の積立金

$$= \text{前年度末の積立金} + \text{当年度の収入額} - \text{当年度の支出額}$$

として推計し、当年度の収入額のうち運用収入については、

- ・当年度の運用収入

$$= \text{前年度末の積立金} \times \text{当年度の運用利回り}$$

$$+ (\text{当年度の運用収入以外の収入額} - \text{当年度の支出額})$$

$$\times \text{当年度の半期運用利回り}$$

として推計している。

## ② 基礎年金部分の給付水準調整期間の推計

基礎年金部分の給付水準調整期間の推計は、国民年金の財政がおおむね100年間にわたり均衡を保つことができるよう調整することとされており、今回の財政検証においては、2105年度の積立度合を1、すなわち、2105年度初の積立金（＝2104年度末の積立金）が2105年度の支出に一致する水準まで給付水準を調整するという前提で推計を行っている。

推計を行うに当たっては、給付水準調整を終了する年度（ $K$ ）を、 $K=2005$ から、 $K=2006$ 、 $K=2007$ 、…と増やしていくが、1年ずつ増加させるごとに、①までの過程における各年度の収入、支出、年度末積立金を推計するといった計算を繰り返し、2105年度の積立度合が初めて1を超える年度が、基礎年金部分における給付水準調整終了年度（ $KE1$ とする）となる。

なお、給付水準調整終了年度（ $KE1$ 年度）においては、国民年金の2105年度の積立度合が正確に1となるように、 $KE1$ 年度に適用されるスライド調整率（ $CHO(KE1-3)$ ）を設定し直し、 $KE1$ 年度まで給付水準調整した場合の各年度（ $N$ ）、年齢（ $X$ ）別の給付費等の給付水準調整前の給付費等に対する最終的な比率を算定している（ $CHO(KE1-3)$ を設定し直すことにより、国民年金の2105年度の積立度合が正確に1となる最終的な $R(KE1, N, X)$ を算定し、それを改めて基礎年金部分の給付水準調整割合 $R1(KE1, N, X)$ とする。）。

## （2）報酬比例部分の給付水準調整期間の推計

次に、厚生年金財政が均衡するための報酬比例部分の給付水準調整期間を推計する。具体的には、国民年金財政が均衡するための基礎年金部分の給付水準調整割合（ $R1(KE1, N, X)$ ）を踏まえた基礎年金拠出金等をもとに、国民年金財政が均衡するための基礎年金部分における給付水準の推計と同様、厚生年金の2105年度の積立度合が正確に1となるように報酬比例部分の給付水準調整終了年度（ $KE2$ とする）及び給付水準調整割合（ $R2(KE2, N, X)$ とする）を定めている（ $R(K, N, X)$ の変数 $K$ を1年ずつ増やすごとに厚生年金の収支状況を推計し、2105年度の積立度合が初めて1を超える年度を $KE2$ と定め、次に、 $KE2$ 年度に適用されるスライド調整率（ $CHO(KE2-3)$ ）を設定し直すことにより、2105年度の積立度合が正確に1となる最終的な $R(KE2, N, X)$ を算定し、それを改めて $R2(KE2, N, X)$ とするなどして報酬比例部分の給付水準調整割合を定める。）。